

第三日 平成二十九年九月十五日

開 議 午前九時五十八分

○議長（野呂日出男君）

皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員数は十四名であります。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

日程第一、報告第二十一号平成二十八年度藤崎町健全化判断比率の報告の件を議題といたします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

以上で報告第二十一号を終わります。

○議長（野呂日出男君）

日程第二、報告第二十二号平成二十八年度藤崎町資金不足比率の報告の件を議題といたします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

以上で報告第二十二号を終わります。

○議長（野呂日出男君）

日程第三、議案第五十七号定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結についてを議題といたします。

これから質疑を行います。浅利直志君。

○十三番（浅利直志君）

定住自立圏の形成の協定の一部を変更する、反対だということではないんですけれども、空き家の有効活用、利用という点につきまして、定住自立圏で広域的に取り組んでいくということについてはわかるんですけれども、私たち

の空き家条例というのは、隣に迷惑かけたりするのを解体するというか始末する、というところに重きを置いている条例だと思うんで、これをやるというふうになれば、私たちの町の条例そのものも空き家バンクと言いますか、そういうような内容で変える必要はないのかどうか、という点についてはどうなんでしょうか。

○議長（野呂日出男君）

町長。

○町長（平田博幸君）

ただ今のご質疑にお答えいたします。

先般、定住自立圏の首長会議、そしてその前段の担当者会議で、空き家、今後Iターン、Uターンに備えての人口減対策もひっくるめまして、その活用方法を広域で考えていこうということでその協定書が交わされました。

よって、細部にわたっては、今後担当者会議をもっともっと何回も経て、どういうふうな活用方法をしていくのかということは、これからということで解釈していただきたいと、そう思っております。

いずれにしましても、弘前を中心とした八市町村が共同体という形での動きを一つずつ加速するための今回の議案の提案でございます。ご理解していただきたいと思っております。

○議長（野呂日出男君）

浅利直志君。

○十三番（浅利直志君）

広域的に取り組むというこの件について私は否定しているというわけではなくて、広域的に取り組まなくても自治体としても、もう取り組まなければならない、そういう現実があるわけでありまして。

ですから、我が町の条例の整備やそういうものを一緒にやる必要が出てくるのではないかということ、つまり本来広域的に取り組む以前にそういう空き家がふえて困っているという状態があるわけですので、利活用まで踏み込んでいくというふうになれば、町の条例なり要綱なり、そういうものを変える必要があるんじゃないかということについては、どういうお考えなんですか。

○議長（野呂日出男君）

町長、平田博幸君。

○町長（平田博幸君）

もちろん浅利議員から言われるまでもなく、今後細部にわたっての色々な調整、あるいは検討、動きがあろうかとそう思います。

それに伴って町の条例改正等も近い将来は、色々議員の皆さんにもまたご審議いただくと、そういう考え方でいます。

以上であります。

○議長（野呂日出男君）

ほかに質疑はありませんか。（「なし」の声あり）これで質疑を終結いたします。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第五十七号を採決いたします。議案第五十七号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、議案第五十七号は原案のとおり可決されました。

日程第四、議案第五十八号財産の取得の件を議題といたします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第五十八号を採決いたします。議案第五十八号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、議案第五十八号は原案のとおり可決されました。

日程第五、議案第五十九号平成二十九年度藤崎町一般会計補正予算（第二回）案を議題といたします。

これから質疑を行います。佐々木政美君。

○十一番（佐々木政美君）

ページは二十一ページです。予備費についてお伺いします。

この予備費というのは、私予算書持ってきていないんですけれども、当初予算でいくら組んだんですか。まずそこらお聞きします。

○議長（野呂日出男君）

企画財政課長。

○企画財政課長（榎淳一君）

お答え申し上げます。

当初予算では、一千万円を計上してございました。以上でございます。

○議長（野呂日出男君）

佐々木政美君。

○十一番（佐々木政美君）

私どもも予備費というのは、大まかにわかっているんですけども、何にでも使えるというふうになっているんですけども、それでも予備費の定義とか金額の制限とかそういうものはあるんですか。そこら辺どうですか。

○議長（野呂日出男君）

企画財政課長。

○企画財政課長（榊淳一君）

お答え申し上げます。

予備費でございますけれども、当初予算等で編成したときに想定されなかったものが出てきた場合、この予備費を充当して対応してございます。金額とかは特段決めてございません。以上であります。

○議長（野呂日出男君）

佐々木政美君。

○十一番（佐々木政美君）

金額の制限ないということは、例えば災害とか事故とかそういうものは除いて、例えばですよ、町長のところに妙齢の婦人が来て、こういうことをお願いする、ある程度お願いしたことに対して町長が、例えばですよ、よっしゃよっしゃと言ってわかったと、一千万円でも二千万円でもかかるようなものも充当するということによろしいんですか。

○議長（野呂日出男君）

企画財政課長。

○企画財政課長（榊淳一君）

お答え申し上げます。

予備費の充用につきましては、私ども企画財政課で中身を確認しまして、真に必要なものであるもののみを充当してございます。以上でございます。

（「はい、わかりました」の声あり。）

○議長（野呂日出男君）

他にございませんか。浅利直志君。

○十三番（浅利直志君）

十五ページの障害者福祉費のことです。民生費の障害者福祉の十五ページです。

その中で、障害児通所給付費というのが二百万円程あります。で、その下段の方に障害者福祉サービス費等給付費九千万円ですね。これどういう内容で、二百万円の方は後でもいいんです。この九千万円の方の内訳や内容をですね、給付先というのは施設の方に支払われると思うんですけども、例えばどのような施設というか、そういうものなんでしょうか。内容と支払先等についてお聞きいたします。

○議長（野呂日出男君）

福祉課長。

○福祉課長（齋藤美津昭君）

お答え申し上げます。

ご質問の障害者福祉サービス費等給付費、九千万円につきましては、色々その内訳というのがありまして、これは、障がい者の方が利用する自立支援サービス給付費というのがありまして、色々なサービスを施設または事業者の方に、基本的には本人負担というのは一割です。ただし、障がい者の方というのは、だいたい低所得者でありますので、自己負担というのは概ね発生しておりません。つまり、百パーセント、十割施設または事業者の方に支払われるものであります。

この九千万円は、いわゆる補正の額でありまして、この全体額というのがおよそ三億円程になります。年間を通して三億円程になります。

一番大きく支払われる給付費の中身といたしましては、生活介護といたしまして、施設で日中過ごされる方のお世話をする費用に当たるものでありまして、これが三億円のうち、およそ一億二千八百万円程が支払われることとなります。だいたい利用される方が六十人弱で推移しております。

また同じように施設というの、そちらの方に宿泊されるわけでもありますので、その施設の入所支援という形で、これもだいたい四十人を境に上下しているんですが、だいたいその位の方が施設の方に入所されていると、そちらの方がだいたい四千六百万円程支払われる見積りとなっております。

あとですね、大きなものとしましては、就労支援サービスということで、相談事業という形になるんですが、AとBというのがありまして、そちらの方がだいたい四十人位使われていると。こちらの方の額も年間を通せば、約七千万円程の額になると見積りされております。以上です。

○議長（野呂日出男君）

他にございませんか。浅利直志君。

○十三番（浅利直志君）

これはあの、就労支援も七千万円程入っているというようなことなんですけれども、就労支援 A の施設だ、B の施設だとかと大きな看板を掲げているようなところもありますんですけれども、そういうじゃ、施設に支払われるということと、施設からの請求に基づいて予算要求しているということなんですか。

その辺はどうやりくり、まさか福祉課で弘前に行ったり、板柳に行ったりそういうようなことはやらないんだと思うんで、実態を把握する、予算要求する場合の基本的なシステムはどうなっているんでしょうか。

○議長（野呂日出男君）

福祉課長。

○福祉課長（齋藤美津昭君）

お答え申し上げます。

介護保険と、これは保険制度ではありませんが介護の制度と似たところがありまして、まずは障がい者の方の障がいの程度に応じて、給付費の額がある程度定められております。その方から町のほうに、まずは程度の申請があがってきてそれを津軽広域連合のほうに、その方の程度を申請してそれで決定する。町のほうから更に認定する、という手続きがあります。その認定を受けた方が、今度は事業者の方にそのサービスを受けるわけですが、その事業者の方が基本的に国保連を窓口にして、国保連を通して請求くるということになっております。以上です。

○議長（野呂日出男君）

他にございませんか。浅利直志君。



○十三番（浅利直志君）

児童福祉費、民生費のですね、児童措置費、今回一億四千万円程補正されておるんですけども、減額の方は別ですんで、この児童措置費のですね内容について、保育所運営費となっておりますけれども、内容について説明していただきたい。

○議長（野呂日出男君）

住民課長。

○住民課長（久保田整君）

はい、お答えいたします。

保育所に入所している児童にかかる運営費、これが当初予算に比べて変更が生じたということでございますが、要因の一つとしては、入所人員がふえたということでございます。四月一日から九月一日、八月までにかけて四十名、中途入所児童がございます。

それから保育単価、今あの保育にかかる国の基準、保育単価というものがございまして、これも二十八年度から二十九年度にかけて改定されてございます。当初予算は、二十八年度で計上してございます。

その他に、処遇改善加算というふうなものが含まれてございまして、その率が確定したこと等によりまして変更が生じ、結果として一億四千万円程追加させていただいたというものでございます。以上でございます。

○議長（野呂日出男君）

他にございませんか。浅利直志君。

○十三番（浅利直志君）

保育所の運営に関わってお聞きしたいんですけども、民生教育常任委員会には報告されたようなんですけども、送迎バスが事故を起こしたと、つくし会保有のバスが事故を起こしたということに関連してお聞きしたいと思います。いわゆる指定管理でない、保育事業バスであります。自動車でありますので、つくし会保有ということなんで、その事業者が基本的に対応するということがいいものなのか、条例上というか委託契約上、自動車は、自動車の事故はつくし会にお任せなんだというような、行政と委託事業者との関係は、どういうふうになっているのかということですね。

ま、世間一般にも私もといいますか、人身事故があったら初めにお見舞いやなんだかんだやれることをやった方がいいですよ、というようなことよく言われるんですけども、事故の初期的な対応はそういうふうになっていらっしゃるのか。その点についてお聞きいたします。

○議長（野呂日出男君）

住民課長。

○住民課長（久保田整君）

はい、お答えいたします。

町が保育園、社会福祉法人に委託しているのは、児童の入所、いわゆる措置でございます。児童に関する事故等につきましては、必ず報告をするという義務がございます。

保育園が市町村に対しての報告義務というものを保育運営マニュアルというものが定められてございますが、そこにもあくまでも児童に関するもの、そして保育園内で発生した事故というふうに規定といたしますか、基準として定められております。

そして、今回のような保育園外の事故ということで県にも問い合わせをいたしました。そうしましたら、報告義務はないが、実情に合わせて報告はあっても良いのかな、という回答は受けてございます。結果といたしまして、私どものほうから法人に対して、事故報告を求めました。そして、報告書もいただいております。

事故に遭った、被害に遭われた方に対して、法人として誠心誠意をもって対応するようにと、そしてその経緯、経過については、速やかに町のほうにも報告するようという指示をしているところでございます。以上でございます。

○議長（野呂日出男君）

ほかに質疑はありませんか。浅利直志君。

○十三番（浅利直志君）

この件に関して、あと一個だけといいますか、一回だけ質問をさせていただきたいと思っておりますけれども、今、役場との関係については、県にも問い合わせで慎重を期してやったということについてはですね、評価もしたいところなんですけれども、いずれにしましてもなんかあの私は今、民生教育常任委員会の資料を見ておるんですけれども、事業者に対してですね、誠心誠意を持って対応するというようなことを求めているようでありますけれども、逐次の報告を求めてですね、なんか聞くところによりますと、当初よりも重症で悪化したということをお聞きしていることもあるんですね、ま、誠心誠意というかその内容を逐次報告を受けてですね、対応方を考えていただきたいと。特に事故だから保険屋に任せるんだとかというと、最悪な状態になりますので、その辺について一回報告を受けたというけれども、最近では報告を受けているんでしょうか。最近というのは、二、三日前とかそういう点はどうなんですか。

○議長（野呂日出男君）

住民課長。

○住民課長（久保田整君）

事故発生が三十一日で、その夕方十六時何分の事故でありまして、私が報告を受けたのは翌日一日でございました。

事故の経緯、そしてその後の対応の報告を受け、週が変わって月曜日、四日の日に被害に遭われた方が転院されたというところ、そしてその後なかなかその事故の関係もあって、病院も法人の問い合わせに対して、内容を詳しく教えてくれなかった、という報告も受けておりますけれども、それから一週間位してその後の状況はということで確認したときには転院し、いわゆるその病名、原因の確認、そして現在のご本人の様子を、最新では今週の月曜日か火曜日だったと思います。法人の園長のほうからその後の経緯ということで報告は受けているところでございます。

以上であります。

○議長（野呂日出男君）

ほかに質疑はありませんか。（「なし」の声あり）これで質疑を終結いたします。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第五十九号を採決いたします。議案第五十九号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、議案第五十九号は原案のとおり可決されました。

日程第六、議案第六十号平成二十九年度藤崎町国民健康保険（事業勘定）特別会計補正予算（第二回）案を議題といたします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第六十号を採決いたします。議案第六十号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、議案第六十号は原案のとおり可決されました。

日程第七、議案第六十一号平成二十九年度藤崎町後期高齢者医療特別会計補正予算（第二回）案を議題といたします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第六十一号を採決いたします。議案第六十一号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、議案第六十一号は原案のとおり可決されました。

日程第八、議案第六十二号平成二十九年度藤崎町介護保険（事業勘定）特別会計補正予算（第二回）案を議題といたします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第六十二号を採決いたします。議案第六十二号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、議案第六十二号は原案のとおり可決されました。

日程第九、議案第六十三号平成二十九年度藤崎町水道事業会計補正予算（第二回）案を議題といたします。

これから質疑を行います。浅利直志君。

○十三番（浅利直志君）

西豊田浄水場集中監視システム、七十七万円程支出されているんですけども、その質問の前に一言、質問をする予定でありますけれども、昨日の決算委員会の決算特別委員会の水道会計決算認定議案審議においてですね、私が企業団よりの受水費一立米当たりの単価説明を前課長より受けたという趣旨の質問をいたしましたけれども、前課長の部分は正確ではなく、私が説明を受けたという内容に削除、訂正していただきたいということを改めて申し添えておきます。

で、本補正予算に対する質問でありますけれども、この集中管理、どういう項目を集中管理するものなんだろうか。その内容と今回の機器更新というその内容についてお聞きいたします。

○議長（野呂日出男君）

上下水道課長。

○上下水道課長（對馬猛清君）

西豊田の集中管理装置というものは、藤崎地区の浄水場及び常盤地区の浄水場の、昨日も説明しましたがその配水

量の量の管理とか、異常があった場合の通報とかそういうもの全て上下水道課の事務室の隣にあります部屋に一箇所集中してその装置があるというものでございます。

今回の補正内容につきましては、そのシステム、集中監視するためのシステムの更新ということでございます。

以上であります。

○議長（野呂日出男君）

ほかにございませんか。浅利直志君。

○十三番（浅利直志君）

更新ということなのは、なんか機器も替えたような記憶があるんですけども、システムというのは今までの従来のものが古くなったとか、ウィンドウズ7だから10では対応していないんだとか、そのシステム機器の更新の内容をもうちょっと詳しく説明していただきたいのですけれども。

○議長（野呂日出男君）

上下水道課長。

○上下水道課長（対馬猛清君）

お答えいたします。

ウィンドウズ7のOS一台を購入、及び警報・通報用のボードというものを一枚購入、及びそれらのセットアップの機器設置費が今回の補正内容でございます。

○議長（野呂日出男君）

ほかにありませんか。浅利直志君

○十三番（浅利直志君）

なんかあの今説明があったのは、警報というか、今日の朝もジェイアラートが鳴りましたけれども、この水道課の場合の警報ボードなり警報装置というのは、晩でも起きたりするわけなんですけれども、どういうふうにあらましているんですか。その辺はどうでしょう。

○上下水道課長（対馬猛清君）

お答えいたします。

二十四時間これは当然稼働しておりまして、異常が発生した場合は、担当者の携帯の方にも通報でその警報が届くようになっております。以上です。

○議長（野呂日出男君）

ほかに質疑はありませんか。（「なし」の声あり）これで質疑を終結いたします。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第六十三号を採決いたします。議案第六十三号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、議案第六十三号は原案のとおり可決されました。

日程第十、議案第六十四号平成二十九年度藤崎町下水道事業会計補正予算（第二回）案を議題といたします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。



これから議案第六十四号を採決いたします。議案第六十四号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、議案第六十四号は原案のとおり可決されました。

日程第十一、決算特別委員会報告の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本件については、議員全員で構成する委員会の審査であります。

決算特別委員会委員長から報告書が提出されており、お手元に配付しておるとおりであります。

委員長報告は、会議規則第三十九条第三項の規定によって省略いたしたいと思えます。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。

よって、委員長報告は省略することに決定いたしました。

次に、平成二十八年度各会計の歳入歳出決算の議案第六十五号から議案第七十号までは、議員全員の委員をもって構成する決算特別委員会で審査いたしましたので、説明及び質疑を省略し採決いたしたいと思えます。

日程第十二、議案第六十五号平成二十八年度藤崎町一般会計歳入歳出決算の認定を求めるの件を議題といたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は、認定とするものであります。

本案は委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議あり」「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議がありますので、これから討論を行います。

まず、本案の認定に反対する者の発言を許します。十三番浅利直志君。

○十三番（浅利直志君）

平成二十八年度一般会計決算は、歳出総額で七十七億六千三百万円余であります。その多くは町民の暮らしや福祉、教育に資する内容であると思いますが、以下の理由から決算の認定に同意できません。

その理由の第一は、社会保障税番号システム費支払い約二千万円であり、システム構築整備費はすでに町においても一億円余にわたるものであり、確かに行政効率化には役立つことも認められるものでありますけれども、町民の多くにはその投資効果が無きに等しいものであると思います。と同時に、今後のメンテナンス、セキュリティ対策等、継続的な費用増大が懸念されるものであります。少なくともこれ以上の活用範囲を広げることは中止すべきでありますし、何よりも個人の尊厳やプライバシー保護に役立つというふうなことについては、財政効果が乏しいものだと思われ

ます。

第二点は、社会福祉費給付金も国庫補助金として、低所得者、高齢者向け給付金として一億一千万円余が歳入計上されているところではありますが、選挙対策の色合いもあり、国保や介護の低所得者向けの保険料の負担軽減策、制度対策、制度の充実にこそ振り向けるべきだという理由から同意できません。

第三点は、原子力施設立地対策助成金二千百万円については、被害者賠償あるいはまた廃炉、あるいはまた自然エ

エネルギーの利活用事業費として予算化されていくべきものであるという理由からであります。

第四点は、パート職員、臨時職員の処遇改善をさらに、時給改善も含めてさらに改善すべきだという理由からであります。

五つ目は、修学旅行助成金は廃止されておりますが、一部でも残すべきだということでもあります。

また、準要保護世帯の就学援助制度における入学準備金の拡充や早期支給に、さらに努力すべきだということでもあります。

第六点は、福祉事務組合に一千万円余が支出されておりますが、少なくとも、もみじ学園の民間移譲には同意できません。

以上の理由から、平成二十八年度決算認定には同意できないものであります。

なお、決算審査に当たって、決算書の説明資料等も改善が図られており、審議に役立つものだと評価しているところではありますが、附表の九の国保特別会計とともに、新たに後期医療、介護保険についての基礎データを経年年次別に追加していただくことを要望いたします。

また、拠点施設の経営スタッフの確保や農産物特産品づくりについては、予算執行とともに、しっかりとした成果を出していただくことを改めて要望したいと思います。

以上が私の一般会計に対して、認定できない主なる理由であります。

○議長（野呂日出男君）

次に本案の認定に賛成する者の発言を許します。奈良完治君。

○三番（奈良完治君）

私は、議案第六十五号平成二十八年度藤崎町一般会計歳入歳出決算の認定を求めるの件に賛成するものであります。

賛成する理由は、地方交付税が合併算定替等により前年度に比べ一億一千三百万円余り減額の厳しい財政状況の中、子どもたちが笑顔で輝くまちの実現のため、子ども医療費の所得制限をなくし、子育て支援策や母子保健等福祉健康施策の充実に取り組まれたこと、また障がいのある子どもが他の子どもと平等に教育を受けるために必要な教育環境を整備されたこと、快適で安全安心に暮らせるまちの実現のため、消防車両の更新や消融雪溝の整備、老朽化した町営住宅の整備に取り組まれたこと、以上の理由から町民が主役の活力あるまちづくりの実現にむけて着実に歩み進めたものであると高く評価できることから、本決算に賛成するものであります。

○議長（野呂日出男君）

ほかに討論はありませんか。（「なし」の声あり）これで討論を終結いたします。

これから本案を採決いたします。この採決は起立によって行います。

本案を認定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

○議長（野呂日出男君）

起立多数であります。よって、本案は認定することに決定しました。

日程第十三、議案第六十六号平成二十八年度藤崎町国民健康保険（事業勘定）特別会計歳入歳出決算の認定を求めるの件を議題といたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長報告は、認定とするものであります。

本案は委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議あり」「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議がありますので、これから討論を行います。

まず、本案の認定に反対する者の発言を許します。浅利直志君。

○十三番（浅利直志君）

総額二十三億四千万円余の平成二十八年度藤崎町国民健康保険（事業勘定）特別会計歳入歳出決算の認定に同意できません。

決算額の多くは、確かに町民の健康や医療その他の活動に役立つ執行であります。会計上の決算額に誤りがあるということではありませんが、その理由の一つは、国保の財政難、保険料の高騰、滞納額の増加という構造的な問題、あるいは県移管に伴ってシステム整備等を進める、基金の造成等も必要なことではありますが、何よりもこの構造的な問題の解決に踏み出していくためには、国保会計に対する国の定率国庫負担の割合を医療給付費の五十パーセントから六十パーセントへの引き上げ等、国庫支出金の負担金の増額を図ることが必要だというふうな理由が第一点であります。自治体としてもさらに国に対して恒常的な負担金、支出金の増額を要求していくべきだと思います。

次の理由は、昨年度保険料が引き上げられたことでもあります。

高齢者に配慮したり、さまざまな県移管等も考慮してやったわけではありますが、基準外繰出しの増加や県移管に対応したものであるとされておりますけれども、例えば国保税課税所得二百三十万円、子ども二人の夫婦四人世帯では、四十七万円程の税額にもなるという重すぎるものであります。

これは、いわゆる子育て支援にも逆行するものでありますし、子どもの均等割の軽減策等も講ずるべきではないでしょうか。以上の理由から決算の認定に同意できません。

○議長（野呂日出男君）

次に本案の認定に賛成する者の発言を許します。一番阿部祐己君。

○一番（阿部祐己君）

私は議案第六十六号平成二十八年度藤崎町国民健康保険（事業勘定）特別会計歳入歳出決算の認定を求めるの件に賛成するものであります。

その理由として、国保税率を引き上げたことは決して喜ばしいものではないにしても、実質単年度収支の赤字を解消し、国保会計の財政運営を安定化させるためのやむを得ない取り組みであり、結果として黒字決算となったことは評価できるものであること。また、八千七百万円余りの財政調整基金を保有しており、不測の事態や今後の制度改正等にも対応できるものであること等から本件に賛成するものであります。

○議長（野呂日出男君）

ほかに討論はありませんか。（「なし」の声あり）これで討論を終結いたします。

これから本案を採決いたします。この採決は起立によって行います。

本案を認定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

○議長（野呂日出男君）

起立多数であります。よって、本案は認定することに決定しました。

日程第十四、議案第六十七号平成二十八年度藤崎町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定を求めるの件を議題といたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は、認定とするものであります。

本案は委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、本案は認定することに決定しました。

日程第十五、議案第六十八号平成二十八年度藤崎町介護保険（事業勘定）特別会計歳入歳出決算の認定を求めるの件を議題といたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は、認定とするものであります。

本案は委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、本案は認定することに決定しました。

日程第十六、議案第六十九号平成二十八年度藤崎町水道事業会計決算の認定を求めるの件を議題といたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は、認定とするものであります。

本案は委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、本案は認定することに決定しました。

日程第十七、議案第七十号平成二十八年度藤崎町下水道事業会計決算の認定を求めるの件を議題といたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は、認定とするものであります。

本案は委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、本案は認定することに決定しました。

日程第十八、常任委員会報告を求めます。

総務産業常任委員長から報告願います。総務産業常任委員長 前田信一君。

〔総務産業常任委員長 前田信一君 登壇〕

○総務産業常任委員長（前田信一君）

総務産業常任委員会より、閉会中の所管事務調査の件についてご報告申し上げます。

去る七月二十七日、常任委員会を開催し、農業、畜産業及び分収林に関することの中の農業について集中審議し、稲わら堆肥製造施設の現地視察もあわせて実施いたしました。



現地において、日本鉱研株式会社の小田社長に対して、委員三名が現状と今後について質問しました。

質問内容は、堆肥の販売方法、収集方法、施設の活用方法等であります。

小田社長の答弁内容は、販売単価は一トン当たり六千円として、日にちを指定しての配達の前定である。極端な赤字は困るが、利益を得るのではなく何か地域に貢献できればという考えでやっている。また、収集方法については、農家にロールだけをしてもらい、アルバイトを雇って収集している。農家にはお金を払っている。施設の活用については、この施設で年間三百トンの堆肥が造れるものなのか検討しながら、弘前大学の教授の指導のもとに製造している。藤崎地区の収集については検討する。ということでありました。

最後に、施設の周りの草刈りを要望して委員会を終わりました。

以上で総務産業常任委員会の報告といたします。

○議長（野呂日出男君）

総務産業常任委員会の報告が終わりました。

日程第十九、常任委員会の閉会中の特定事件の調査の件を議題といたします。

お諮りいたします。総務産業常任委員長から、所管事務のうち会議規則第七十二条の規定により、お手元に配付しておりますとおり、特定事件の調査事項について閉会中の継続調査の申し出がありますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、委員長から申し出のとおり決定しました。

日程第二十、議会運営委員会の閉会中の所管事務調査の件を議題といたします。

お諮りいたします。議会運営委員長から、会議規則第七十二条の規定により、お手元に配付しておりますとおり、

所管事務調査のため閉会中の継続調査の申し出がありますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、申し出のとおり決定しました。

日程第二十一、常任委員会の閉会中の所管事務調査の件を議題といたします。

お諮りいたします。各常任委員長から、会議規則第七十二条の規定により、お手元に配付しておりますとおり、所管事務調査のため閉会中の継続調査の申し出がありますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、それぞれの申し出のとおり決定いたしました。

これをもって、本定例会の会議に付議されました事件の審議は全て終了いたしました。

これにて本日の会議を閉じます。

よって、平成二十九年第三回藤崎町議会定例会を閉会いたします。ご苦労さまでした。

閉 会 午前十時五十一分

---

地方自治法第二百二十三条の規定により、ここに署名する。

議 長 野 呂 日 出 男

署名議員 奈 良 岡 文 英

署名議員 小 野 稔

署名議員 藤 林 公 正